

<計画期間>

- ・第1期総合戦略と前期基本計画の計画期間に1年のずれが生じている。
- ・第2期総合戦略については、内閣府から「計画期間や始期等は厳格に一致することを求めている。ただし、切れ目のないよう策定をお願いしたい」との见解が示されたことから、各施策内容や数値目標等、後期基本計画との整合を図るため、令和7年度を最終年度とし、計画期間を6年に設定することとする。

第1期総合戦略	平成27年度～令和元年度（5か年）
第2期総合戦略	令和2年度～令和7年度（6か年）
前期基本計画	平成28年度～令和2年度（5か年）
後期基本計画	令和3年度～令和7年度（5か年）

<策定期間>

第2期総合戦略	令和元年度
後期基本計画	令和元年度～令和2年度（2か年）

※後期基本計画の策定内容により、令和2年度に第2期総合戦略の見直しを行う場合もある。

<策定にあたっての考え方>

- 人口ビジョンは、現行の人口ビジョンを、国及び関係機関から公表された直近のデータに基づき、必要な改訂を行うこととしたい。
- 第2期総合戦略は、基本的には、国や県が策定する第2期総合戦略の内容を勘案して策定するものであるが、現在、市が実施している地方創生推進交付金の各事業（実施期間：平成28年度～令和2年度）について、地方版総合戦略への位置付けが必要とされていることから、現行の総合戦略をベースとしながら、主に、数値目標・KPIの見直し、重要性・必要性の高くなった施策の追加、重要性・必要性の低くなった施策の見直しを行うこととしたい。
第2期総合戦略原案については、パブリックコメントの実施を予定している。
- 後期基本計画は、市の最上位の計画であり、前期基本計画の政策評価や市民意識調査、地区別座談会、基本計画原案に対するパブリックコメントなど、必要な手順、ステップを踏んで策定することとしたい。
- 総合戦略、後期基本計画ともに、地域経済分析システム（RESAS）の分析や時代の潮流、市民ニーズ等による施策の検討を行うとともに、各施策・事業についてSDGs（持続可能な開発目標）との関連付けを行うこととしたい。